

# 健康マネ時報

2017年9月30日

発行所  
一般社団法人  
健康マネジメント協会  
〒116-0013  
東京都荒川区西日暮里2-36-15  
ホームページ  
https://health-ma.jp

年間購読料  
1,200円(送料別)  
年4回発行

## 「わくわくなら、適正化巡回指導や事業更新」

「バスの運転は好きでも経営管理は苦手」という社長にとって、事業許可の五年更新制は激震だった。法令遵守の事業活動をしていけば怖がる事は無いのだが、それができていない社長には恐怖だった。日本バス協会が「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の構築と運営に深く携わってきたバス事業経営安定総合研究所の坂本榮所長に寄稿いただいた。

### 1 関越道ツアーバス事故で国の施策強化

平成二十四年四月、関越道において高速ツアーバスが乗客四五名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し乗客七名が死亡、三十八名が重軽傷の重大事故が発生した。国土交通省はこの事故を受け「バス事業あり方検討会」を設置し、報告書に盛り込まれた措置を実施するために「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」が策定され、各施策が公表された。

### 2 軽井沢スキーバス事故で更に施策強化

貸切バス産業の信頼回復に向けた再発防止を実施している中、平成二八年一月軽井沢の確氷バイパス峠付近において、乗員乗客二五名死亡、二六名が重軽傷を負う重大な事故が発生した。国土交通省は「二度とこのような悲惨な事故を起こさない」とし、徹底的な再発防止策について「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を開催し、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめ、再発防止策を明示し各施策が実施された。

主なものは、  
・役員への法令試験の厳格化(代表権を有する常勤の役員、合格基準は90%以上の正答)  
・業界団体を中心とした適正化事業コンサルティングの導入  
・運輸安全マネジメント実施義務付け対象を中小事業者へ拡大  
・交替運転者の配置基準の策定

安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け  
・適正化機関の活用による監査の重点化  
・輸送の安全に関わる処分量の引上げ(使用停止車両割合の引上げ)  
・初任運転者等に対する指導監督内容の拡充  
・下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置を含む八五項目である。

関越道ツアーバス事故と軽井沢スキーバス事故の再発防止策の施策を考えたみよう。  
①適正化機関を活用した巡回指導  
関越道ツアーバス事故により旅客運送事業者に対する適正化実施機関が法整備された。公益社団法人日本バス協会では、任意の各地方バス協会の協力を得て会員事業者を中心に「貸切バス安全性向上コンサルタント事業実施機

関を設置し、マニュアルに定められた巡回指導確認項目に基づき、事業者巡回指導を実施した。つまり、適正化巡回指導は地方バス協会ですでに実施済みとなつている。今回の法整備は「すべての貸切バス事業者への巡回指導を行うことにより国の監査の補完等のための巡回指導を実施。そのため適正化事業に必要な経費として貸切バス事業者から負担金を徴収し、「原則各営業所ごとに年一回実施」と定められている。つまり、事業者自ら適正化事業に必要な負担金を納入し、四六項目のチェック項目の適否を受け、巡回指導員はその結果を地方運輸局へ報告するものである。すべての貸切バス事業者がチェックし、悪質事業者を洗い出すものであるが、日常から法令順守と運輸安全マネジメントの取組を実施しているならば何ら問題は無い。

②事業許可の更新制の導入  
貸切バス事業者が「安全に事業を遂行する能力を有するかどうか五年ごとにチェックする」とし、「貸切

バス事業許可に係る更新制」の手続きが新たに法制定された。関越道ツアーバス事故では、「事業許可申請に係る法令試験の実施内容」が変更され、施行されたのは平成二五年一月である。変更内容は、法令試験の受験資格が「常勤の役員」から「代表権を有する常勤役員」に、合格基準は「出題数三〇問、合格基準八〇%以上の正答」から「出題数四〇問、合格基準九〇%以上の正答」に強化された。「事業許可を五年ごとに更新」となると、事業許可に係る法令試験の受験が義務となることから、事業許可更新では同様の受験が必須条件とならざるを得ない。ただし、「試験実施日時点で貸切バス事業者安全性評価認定制度において二ツ星以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除する」と定められ、法令遵守と安全性向上の取組みが評価・認定されている事業者は法令試験の優遇措置がされている。

③巡回指導の目的  
悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し業界全体の安全性を向上させることを目的とする。

④巡回指導項目  
定められている巡回指導項目とし、指導(点検)項目ごと「適」又は「否」として判定するものとする。  
⑤改善報告  
指導(点検)の結果「否」と判定した項目があつた事業者に対し、巡回指導の日から三〇日以内に「否」と判定された項目に係る関係書類を提出させることにより、その改善状況を適正化機関に報告する。

⑥巡回指導実施日二日前までに実施機関である「適正化センター」より巡回指導対象事業者へ、「実施通知書」が発出され、当日準備する書類等のお知らせがある。準備書類は「総務関係三書類」「運行管理関係八書類」「運輸安全マネジメント関係四書類」となり、運輸局監査と同じに等しい準備書類である。各書類はバス事業を運営するには必要不可欠な書類であり、事前に適正化センターに問い合わせ確認をしておくことが必要である。また、準備書類は「巡回指導確認項目」と連動するもの

であり、書類が無いことにより「巡回指導確認項目」が「否」となることから、関係書類類にホルダー整理をし、不足がないよう確認をしておくことが求められる。また、運行関係の記録は年の保存期間が多いが、乗務員教育は営業所に三年間の保存となるなど、項目によって保存期間が変わることを理解し保存方法を工夫すれば良い。

⑦巡回指導項目は法令遵守がなされているかのチェックであり、巡回指導の最重要目標である。事業計画等六項目、帳簿等の整備・報告等五項目、運行管理等五項目、運送引受書及び営業区域、運賃等三項目、車両管理等五項目、労働基準法等三項目、保険加入及び社会保険加入等二項目、苦情処理項目、運輸安全マネジメント等三項目、その他三項目から構成され、全体で四六項目の点検チェックがなされる。各項目は「貸切バス事業安全性評価認定制度」の評価項目である「法令遵守事項を中心とし、運輸安全マネジメント関係を加えた点検チェック項目となつている。特に重要な事

前チェックを整理すると下記になる。  
1. 車庫や車両の収容能力、休憩・仮眠施設の位置が事業計画と合致しているか  
2. 乗務員台帳の記載不備はないか  
3. 運行管理者整備管理が定めた講習を終了しているか  
4. 事故惹起者・高齢運転者、初任運転者の適正診断と特別指導の実施をしているか  
5. 運転者に対する指導・監督の実施と保存は適正か  
6. 運送引受の適正運賃・料金の収受と区域外営業の有無はないか  
7. 運輸安全マネジメントに係る情報公開をしているか  
8. 「記載不備はないか」や「保存資料の不足はないか」等の点検であり、指摘がされたら速やかに改善をし、改善報告を提出する。

⑧まとめ  
事業許可の五年更新に向けた「代表権を有する常勤役員の法令試験の実施」は、試験実施日時点で、貸切バス事業者安全性評価認定制度において二ツ星以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除する」と定められている。貸切バス事業者安全性評価認定制度は「認定取り消し条件」が有ることを知っておかなければならない。つまり、「試験実施時点で認定取り消しになっている場合」代表権を有する常勤役員の法令試験の実施となるのである。主な認定取り消し条件は「第一当事者となる重傷者を生じた事故」や「営業所一回当たり五〇日車を超え、行政処分である。他にもあるので日本バス協会HPの申請案内書を参考に」



関東運輸局管内	2017年 新規合格 (9.22発表)			合計		地方バス協会	
	3ツ★	2ツ★	1ツ★	加盟	未加盟	加盟	未加盟
茨城県	3社	22社	25社	23社	2社	23社	2社
栃木県	2社	14社	16社	14社	2社	14社	2社
群馬県	1社	6社	7社	7社	0社	7社	0社
埼玉県	15社	24社	39社	26社	13社	39社	13社
千葉県	10社	37社	47社	31社	16社	47社	16社
東京都	7社	25社	32社	13社	19社	32社	19社
神奈川県	1社	18社	19社	19社	0社	19社	0社
山梨県	1社	12社	13社	11社	2社	13社	2社
合計	40社	158社	198社	144社	54社	198社	54社

以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除する」と定められている。貸切バス事業者安全性評価認定制度は「認定取り消し条件」が有ることを知っておかなければならない。つまり、「試験実施時点で認定取り消しになっている場合」代表権を有する常勤役員の法令試験の実施となるのである。主な認定取り消し条件は「第一当事者となる重傷者を生じた事故」や「営業所一回当たり五〇日車を超え、行政処分である。他にもあるので日本バス協会HPの申請案内書を参考に」

こだわり抜いた基本性能と技術で  
高画質、高生産性を実現

富士ゼロックス株式会社  
http://www.fujixerox.co.jp/

安心・安全な医薬品を  
皆さまにお届けします

富士フィルム ファーマ株式会社  
FUJIFILM  
http://ffp.fujifilm.co.jp/

帝国ホテルであり続けること。

帝国ホテル  
〒100-8558 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL.(03)3504-1111  
http://www.imperialhotel.co.jp

スマホで  
スマ保

三井住友海上から。  
www.ms-ins.com

# 連載企画 《健康改善レポート》

## 「社内での健康意識の向上が重要」

中年になると、若い頃と大きく違ってくることがあります。食へるとすぐに体重が増えること。もちろん、それに見合った運動をすれば増えないのですが、食べ過ぎた分のカロリーを運動で消費するのは拘束時間の長い運転士には至難の業です。大盛りご飯の肉料理などいつもより400kcalは多くなります。その400kcalを消費するためには、3時間多く歩かなければ減りません。たとえ歩いても、お腹がすいて又食べてしまいます。皆さんは食べたエネルギーを消費しにくい環境と年代です。摂るエネルギーを減らすのと、使うエネルギーを増やすのと、さてどちらにしますか？

中年は若い頃と比べて基礎代謝自体が減ります。これは、筋肉量が減るためです。更に仕事をしていると運動量も減ってきます。それでも食べる量は若い時と同じです。体重は増える一方です。「肥満からくる糖尿病や高血圧」「動脈硬化による心筋梗塞」「脳梗塞」や「クモ膜下出血」思いつくだけでも肥満は病気の第一歩です。

その事実をお伝えしたところ、社員全体で減量に成功した会社が東京都足立区にあります。「和泉観光自動車」です。永尾義仁さんは、私との面談後に行動を改めて10kgの減量に成功しました。その影響で佐藤将行さんも10kg減量。他の運転士達も減量成功者として影響されて、日々の食事や運動を改めるようになり

ました。これは極めて重要なことです。社員一人となつて健康意識が向上した成功例です。肥満の方が減量するだけでなく、減量の必要のない方も、肥満にならないためのチョツとしたことを身に付け始めました。もちろん、効果は人それぞれですが、やってみても絶対に損はありません。皆様も健康の貯金だと思つて、面談でアドバイスしたことを試してみてください。

実際には、①自分の目標体重を知る、②自分の目標カロリーの知る、③自分が太つた原因を考える、まずこの三つを理解することから始めました。減量行動を始める、食べる順番も変えるようにしました。ごはん・メイン・野菜・汁物と食べる、まず野菜から食べる。

そして、汁物とメインを食べ、最後にごはんを食べる。しかも野菜だけで満腹になるくらい量を食べてください。空腹状態で糖質を先に食べると血糖値が上がります。それを抑えるためには、まず食物繊維の多い野菜から食べ始めます。もう一つ注意が必要なのは、食後に果物やお菓子を食べないということ。食事の延長で大差ないと思われがちですが、食後はただでさえ血糖値が上がっている、果物やお菓子を食べるとさらに上がってしまいます。その余計に上がった血糖を下げるために、インスリンが余分に排出されます。インスリンは血糖の上昇を抑えるホルモンですが、血糖を体脂肪に変えて貯める肥満ホルモンでもあるのです。インスリンが余分に出ると、食後の血糖値が上がるという状態は、体脂肪を増やすホルモンが余分に排出するという状態でお水やお茶にお金を使う

す。野菜を先に食べることは、食物繊維を先に体内に入れることになり、糖質や脂質の吸収を遅らせてくれるのです。また、減量中のスポーツ飲料は禁止です。スポーツと名がついているので体に良さそうですが、これは激しいスポーツで大量の発汗を想定して作られているので、失われた塩分と糖分をすばやく補給するためのものです。滝のような汗をかいた時や、熱を出した時には有効ですが、クーラーの効いた車内で運転している運転士が、大量に砂糖と塩分が入ったスポーツドリンクを飲むと、肥満や高血圧になってしまいます。減量を心がけている時の飲み物は水が一番です。それ以外はお茶かブラックコーヒーにしましょう。飲み物を、砂糖の入っていないものにするだけでも減量効果は出てきます。運転士の中には、お水やお茶にお金を使う

**ホームページを作りました (月額15,000円のみ)**

さいたま市の蔵商サービス(地蔵豊社長)では7月にホームページを開設しました。  
<https://www.health-ma.jp/kobetsu/> を是非ご覧ください。

「健マネに入会してHPを開設でき、会社の品格が一気に上がりました。地元の注目度が倍増して顧客開拓に一役買っています。どこに頼んだらいいかわからなかったのが助かりました。初期費用ゼロ、月額15,000円のみで、健マネさんのおかげです。」と感謝の言葉を頂きました。どうぞ御利用下さい。 03-5604-9547 (健マネ 倉成)



### 新たなコストのかかる法令遵守経営

小規模バス事業者は、月額契約料を払ってまで日常的に専門家の力を利用しているケースは極めて少ない。必要が生じた時だけそれぞれの専門家に案件を委託しているのが実態だ。規模が大きい会社では月額料金を払って税理士・社労士・弁護士・産業医・その他コンサルを利用しており、小規模事業者もコンプライアンス経営が当たり前になる時期がくと予想される。適正化機関の巡回指導は実質監査だが、これに負けない対応能力を付けるには真に頼りになる指導組織が必要で、一定額を毎月負担することへのバス事業者の心理面の風土改革も必要だろう。その結果売上げに直結しない安全コストの負担にも、いつの間にか事業者が違和感を持たなくなるのだろう。それまでには多少の時間が必要だろうが、世の中の変化スピードはどんどん速くなる。地方バス協会へ加盟しようとする社長も多いようだが、慌てずに適正化機関の費用負担で重複払いがないことを確認できてからで良いのではないだろうか。

**◆新規会員登録紹介◆**

- 上信観光バス (高崎市 竹内守社長)
- ダイキカンコー (足立区 荒木孝明社長)
- 彩国観光バス (美里町 青木貴彦社長)
- 栄楽観光 (さいたま市 高原栄社長)
- 東京サービス (飯能市 本田宏江社長)
- エンタープライズ (飯能市 本田宏江社長)

**一ツ★合格しました**

蔵商サービス(地蔵豊社長)が健マネの指導で日バスの★資格に合格しました。これにより事業許可の更新時には社長本人の受験は回避されます。

**古今東西、馳せる想い**

安全運行サポーター協議会は、「ドライバーの体調予報」システムを完成し6月に発表しました。これは「健康過労起因事故の防止とドライバーの労働生活向上」の旗印のもと、ドライバーの疲労度合いを、天気予報のように大雨から快晴までの5段階で予測して、運行管理者が運行計画の作成時に適切な休憩のタイミングなどを設定して、事故の防止に役立てることを目指している。今回は貸切バス業界が対象から外れているが、高速乗合バスと長距離トラックの業界では、実用化が可能な精度を確保できたとしている。貸切バス業界用のシステム開発も是非やってみよう。健マネ協会も協力の可能性を模索したい。一方でO-Tの普及が、一気に進んできた。センサーの進歩でドライバーの体調を自動的に感知し、必要な対応が自動的に取られるインフラが整備されるのは、それ程時間はかからないだろう。通信技術の進歩がもたらす社会は、想像をはるかに超えている。

**健康マネジメント協会 サービス領域**

- 安全運行管理セミナー (国交省・日バス・医師・他)
- ローカルセミナー (地域・企業内)
- 新聞発行 健マネ時報 (貸切バス業界専門誌)
- ホームページ制作 (企業アビール)
- 行政当局公開情報の要約配信 (メルマガ)
- 健康診断データ
- 健康改善による健康経営 顧客信頼度UP 経営クオリティUP 雇用安定 健康データ分析活用
- 管理栄養士 定期サポート
- 乗務点呼システム幹旋 (紙からの脱却)と 日常健康情報の収集
- 日本バス協会 安全性評価認定制度の資格取得指導
- 健康管理ノート
- 健康管理優良事業者認定制度
- 個別面談
- イベント開催 (健康改善コンテスト)
- 監査対応力強化指導 (適正化機関対策)

**バス好きが楽しめる!!**

バスの総合情報誌!!

**発売日: 奇数月27日**

24年ぶりフルモデルチェンジ **トヨタコースター**を徹底解剖!!

次号は11月27日発売!

発行: 講談社 / 講談社ビシー 定価: 本体1430円(税別)

**居眠り運転事故を防ぐ 睡眠時無呼吸症候群検査**

一般社団法人 **日本睡眠総合検診協会**

東京都文京区本郷3丁目5-2 4F  
 ☎03-5802-7081  
<http://www.suiminken.or.jp>

**あなたと健康**

本誌を購入希望の方は下記に郵便振替が現金書留で申込下さい。

1年購読2,520円  
 TEL:03-3417-5051  
 〒157-0066  
 東京都世田谷区成城2-35-13  
 振替口座 00180-5-169076  
 (株)あなたと健康社

医療法人社団 **同友会 春日クリニック**

**人間ドック・各種健康診断**

専門外来 一般診療 各種精密検査 (MRI CT マンモグラフィ 胃内視鏡 大腸内視鏡)

〒112-0002 東京都文京区小石川1-12-16TGビル

人間ドック・健診センター 予約専用TEL: 03-3816-5840  
 再検査・精密検査・外来診療センター TEL: 03-3813-0080